

Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針

〔2015年（平成27年）3月27日
各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議 決定〕

情報通信技術を用い、行政機関の諸活動に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図るとともに、行政情報を有効活用し国民、企業等の社会・経済活動に有益な情報資源の充実に資する観点から、行政機関に蓄積されている行政情報を Web サイト等により積極的に提供してきたが、技術動向も踏まえそれを更に利用しやすい形態で提供することを積極的に推進する必要がある。

同時に、世界最先端 IT 国家創造宣言（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定、平成 26 年 6 月 24 日改定）を踏まえ、政府が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開する「公共データの民間開放（オープンデータ）」の取組を一層加速化するとともに、平成 27 年度以降には法人に係る情報を公開する際の法人番号の併記を推進する必要がある。

このため、各府省は、以下の指針に沿って、Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する措置を実施する。

I Web サイト等により提供する情報の内容

1 行政の諸活動に関する情報

以下の情報については、国民、企業等第三者に不利益が生じ又は行政活動に重大な支障が生じるおそれがある場合等を除き、積極的に提供する。特に、広報・報道関係資料については、公表内容の一層の充実を図り、Web サイト等により提供を行うとともに、大臣等の記者会見の状況についても Web サイト等による公表を図る。また、外国語による情報提供についても、要望等を踏まえ積極的な対応に努める。

(1) 行政組織、制度等に関する基礎的な情報

- ① 所管行政の概要
- ② 内部部局、審議会等、施設等機関、特別の機関、地方支分部局の内部組織、任務、担当する主要な事務又は事業、所在地、幹部の氏名、電話番号・ファクシミリ番号、メールアドレス（メールフォームによる場合を含む。）等（可能な限り課等の単位まで提供することとする。）
- ③ 所管の独立行政法人、特殊法人及び認可法人（以下「所管法人」という。）並びに国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」とい

う。)についても上記に準ずる。特別の法律により設立される民間法人については、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成14年4月26日閣議決定。平成18年8月15日一部改正)に基づき提供することとされている情報。「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」(平成18年8月15日閣議決定)による指定等法人については、同基準に基づき各府省においてインターネットで公開することとされている情報。

- ④ 所管する法令(法律、政令、勅令、府令、省令、規則)、告示・通達(法令等の解釈、運用の指針等に関するもの)その他国民生活や企業活動に関連する通知等(行政機関相互に取り交わす文書を含む。)の一覧及び全文(法令の全文については、法令データ提供システムの活用を図ることとする。)
- ⑤ 国会に提出した法律案の全文、概要その他分かりやすい資料
- ⑥ 新規制定又は改正した法令の全文、概要その他分かりやすい資料

(2) 行政活動の現状等に関する情報

- ① 主要な施策、事業等に関する基本的な方針、計画等及びその背景、事業の成果・実績又は進捗状況、事業費等に関する情報
- ② 審議会、研究会等の答申又は報告書等、審議経過、議事録又は議事要旨、その他会議に提出された資料等
- ③ 統計資料その他の公表資料(可能な限り詳細なデータをデータベース等で提供する。)
- ④ 白書、年次報告書等
- ⑤ 意見公募手続等(パブリック・コメント)に関する情報(行政手続法に基づき提供することとされている情報)
- ⑥ 法令適用事前確認手続に関する情報(「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」(平成13年3月27日閣議決定。平成19年6月22日最終改正)に基づき提供することとされている情報)
- ⑦ 申請・届出等の手続案内情報
- ⑧ 調達情報

(3) 予算及び決算に関する情報

国会提出後又は成立後の予算及び決算に関する情報(「行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について」(平成25年6月28日閣議決定)及び「行政事業レビューの実施等について」(平成25年4月5日閣議決定)に基づき提供す

ることとされている情報を含む。)

(4) 評価等に関する情報

- ① 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」により公表することとされている政策評価に関する情報
- ② 各府省の所管行政に対して行われた総務省行政評価局による行政評価等の実施結果、会計検査院による検査の実施結果等の情報

2 法令により公表等が義務付けられている情報

告示、通達、公示、公告、閲覧、縦覧等の方法により、法令において公表等が義務付けられている情報については、原則として、現行の公表等の手段に加え Web サイト等による手段でも提供する。

なお、公益法人に関する情報については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 57 条に基づき運用する「国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト」より提供する。

3 社会的な有効活用に資する情報

各府省がそれぞれの行政目的を達成するため、収集、蓄積している電子情報（データベースを含む。）のうち、国民、企業等からの利用の要望が多い情報又は健全な社会・経済活動に有益な情報については、国民、企業等第三者に不利益が生じ又は行政活動に重大な支障が生じるおそれがある場合等を除き、積極的に提供することとする。

4 積極的な情報公開

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき開示した情報及び当該情報と同様の取扱いが可能と考えられる同種の情報で、反復継続的に開示請求が見込まれるものについては、原則として Web サイトによる提供を図る。

II 行政情報の提供・利用促進に関する留意事項等

1 Web サイトの活用

(1) 提供手段の基本的考え方

国民等一般に対し広く提供する情報の Web サイトによる提供は、複数の Web サイトにより提供する場合においても、国民等の利便性を確保する観点から、各府省ごとに 1 つの Web サイトから容易に閲覧できるようにする。また、所管法人、

国立大学法人等及び特別の法律により設立される民間法人の Web サイトについても、各府省の Web サイトから分かりやすく案内する。さらに、公益法人の Web サイトについては、「国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト」から一元的に案内する。

なお、特定の利用者に対する情報提供の場合や Web サイトによる提供が適当ではないと判断される場合については、利用者の範囲、利用頻度、提供に係る経費等を勘案し手段・媒体を決定する。

(2) 時宜を得た情報提供と提供内容の最新化

- ① 時宜を得た Web サイトによる提供を行うとともに、Web サイトの掲載情報の内容について最新の状態を維持管理することとする。また、報道発表資料やその他国民等に速やかに提供することが重要な情報は、原則として、公表日等に提供するよう努め、それが困難な場合においても、公表日等に直近の Web サイトに掲載可能な日の提供に努める。
- ② 最新情報の提供においては、利用ニーズを踏まえ RSS や API 等の技術を活用し自動提供機能の提供に努める。
- ③ 法令により公表等が義務付けられている情報については、可能な限り現行手段の公表等の時期に合わせて提供することとする。
- ④ 必要に応じ、希望者に対し新着情報等を電子メール等で配信する機能を整備する。

(3) 提供情報のわかりやすさと利便性の向上等

- ① 各府省の Web サイトの掲載情報については、既存のデータベースや行政文書の内容情報をそのまま掲載することがより適当な場合等を除き、平易かつ簡潔で要を得た用語及び文章を用いる。キーワード（検索用語）に想定される単語について俗称が一般的となっている場合、一般的に用いられている単語と正式な呼称を併記することや、外国国名について一般的に広く用いられている国名表記（原則として、「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」による表記）を使用することなどにより、国民等が掲載情報を容易に検索できるよう努める。
- ② できるだけ図・表・写真・音声・動画等を利用する等分かりやすい表現方法、画面構成を用いる。

また、電子地図を利用する場合には、当該地図上の地名等が日本国政府の方針に沿ったものとなるよう留意する。

- ③ 政府全体として統一性があり、分かりやすい情報の提供を行うため、各府省の本省 Web サイトのトップページで別紙に掲げる共通のカテゴリー（掲載項目）の表示を行うこととする。
- ④ 各府省は、Web サイト検索を利用して検索ができる方法にするなど、より適切かつ効率的な提供手段を用いる。

また、大量のデータを提供する場合は、可能な限りデータベース化し容易に検索できるようにする。
- ⑤ 最新情報や Web サイト内のコンテンツには、後述（Ⅱ 1 (4)「Web サイト構築上の要件等」④）の Web サイトガイドにおいて提示する府省共通的なタグを付与する。
- ⑥ 各府省の Web サイトについては、サイトマップ（掲載事項一覧）により掲載情報を迅速に閲覧できるようにする。

(4) Web サイト構築上の要件等

- ① 府省の Web サイトを利用者に分かりやすくするとともに、情報セキュリティを確保するため、ドメインについては、運用や命名等の管理を適切に行う。具体的には、内閣官房が中心となって策定するドメイン管理ガイドに基づき、ドメイン運用の見直しと管理プロセスの整備を行った上で、ドメインの管理をしていく。
- ② 国民等の利用する端末の多様化が進んでいることから、必要に応じて、モバイル端末（スマートフォン、タブレット端末等）への対応を検討する。
- ③ 機械による情報の自動分別や翻訳等が容易に情報を処理できるように、HTML 5 や標準的なメタデータ付与等の最新技術の導入を検討する。
- ④ 共通カテゴリーを設け提供する情報の提示、外国語ページへのリンク位置等の、Web サイトの基本的なデザインは、「電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプラン」（平成 26 年 4 月 25 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき内閣官房が中心となって策定する Web サイトガイドに基づき順次整備していくこととする。
- ⑤ 高齢者・障害者にも利用しやすいものとするため、音声読み上げへの対応、カラーユニバーサルデザイン等、ウェブコンテンツ（掲載情報）に関する日本工業規格（JIS X 8341-3）を踏まえ、各府省は、コンテンツを同規格に沿ったものとするため、必要な修正及び作成を行う。
- ⑥ Web サイトには、内容等の問合せ先（担当部局課名、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス等）を掲載する。

また、Web サイトに掲載する広報・報道関係資料についても、その内容に関する問合せ先を同様に明記する。

- ⑦ コンテンツ作成や管理を容易にし、リンク切れ等を防止するためにコンテンツ管理システム（CMS）等のツールを必要に応じて活用する。
- ⑧ Web サイトの継続的な改善を実施するために、必要に応じてアクセス解析等の技術を活用する。

2 公共データの民間開放（オープンデータ）の取組

(1) 二次利用が可能な利用ルールへの適用

各府省の Web サイトの利用ルールについては、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」（平成 25 年 6 月 25 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成 26 年 6 月 19 日改定。以下「ガイドライン」という。）に基づき、政府標準利用規約を用いているところであるが、第三者が権利を有するコンテンツの明示の拡大等、引き続き利用者の便宜を図っていくものとする。

(2) 機械判読に適したデータ構造・形式での公開

Web サイトを通じて公開するデータについては、ガイドラインに基づき、機械判読を考慮した構造で、かつ機械判読に適したデータ形式でも掲載することに努める。特に、新たに作成・公開する数値（表）、文章、地理空間情報は、機械判読に適したデータ形式でも公開する取組を推進する。

(3) 公開データの拡大

公開できない理由が明確なものを除き、保有するデータはすべて公開するという理念の下、現在 Web サイトで公開していないデータであっても、利用者のニーズが強いデータ、新たなビジネスや身近な公共サービスへの利用が期待されるデータ、新規にインターネットを通じて公開するためのコストが小さいデータ及び行政の透明性、信頼性の向上のため重要と考えられるデータについて公開を拡大していく。

3 情報セキュリティ等の確保

Web サイト等により行政情報を提供するに当たり、その準備段階においても、各府省は「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、情報セキュリティポリシーに基づいた提供情報の改ざん・漏えい防止措置を講ずる等所要

の情報セキュリティ対策を実施する。また、Web サイトの信頼性を確保するため、必要に応じて電子証明書の利用を検討する。

特に、法令により公表等が義務付けられている情報のうち、国民等の権利、利益等に関連し、高い真実性又は信頼性を保持する必要があるものについては、それに適切に対応した情報セキュリティ対策を実施する。

災害等の緊急時に、府省の Web サイトに処理が困難な程のアクセスが集中することがあることを踏まえ、災害時にアクセス集中が予見される府省においては、情報システム運用継続計画（BCP）の策定において、アクセス集中対策等、必要な対策を検討する。

4 国民等との間における双方向の情報流通の確保

- (1) 各府省の Web サイト等及び電子政府の総合窓口（以下「^{イ-ガブ}e-Gov」という。）に設けられている国民等からの提供情報を受け付ける窓口を活用して、所管行政に関する意見・要望等の収集を図る。重要な提供情報や頻度の高い質問等に対しては、各府省の考え方、対応等について説明する欄を設ける。
- (2) 主要な施策、事業等の創設、変更等に関する情報を掲載する場合には、それぞれ意見・要望等の受付欄を設ける。
- (3) 情報や映像等の交換を行うソーシャルメディアを使用して国民等への情報提供及び双方向の情報流通を行う場合には、「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」（平成 23 年 4 月 5 日内閣官房、総務省、経済産業省連名文書）を踏まえ、運営ポリシーや体制を整備するとともに、府省が当該アカウントを運営していることを確認できる措置を行う。
- (4) 各府省の Web サイト及び e-Gov に他府省又は個別府省の所管行政に関する意見・要望等があった場合は、当該意見・要望等に係る所管府省が特定できるものについては、府省間の連携に努める。また、オープンデータのデータカタログサイトである DATA.GO.JP の意見受付コーナーで受け付けた個別府省の提供情報等に関する意見・要望について当該府省による回答を公開する。

5 Web サイトによる提供に伴う料金

指針に沿った Web サイトによる提供は、行政の透明性向上や行政情報の有効活用の観点からの行政施策として行うものであることから、国民等一般に対して提供する情報については、原則として無料で提供するものとする。

ただし、情報を利用することにより利益を受ける者が特定の者に限られ、Web サ

イトによる提供に係る経費として相当の額を要する場合には、原則として提供に係る経費の実費を利用者負担とする。

Ⅲ 行政情報の一元的、総合的な提供

インターネットによる政府の情報提供の一元的、総合的な窓口（ポータルサイト）として、以下の機能を持った e-Gov について、各府省における登録、更新といった協力の下、最新かつ網羅的な情報提供を行い、国民等がより一層迅速かつ容易に情報を閲覧できるよう、検索・案内機能、提供情報等の充実を図る。

- ① 各府省等の Web サイトから提供される情報の横断的検索
- ② 申請・届出等の手続案内情報の一元的提供（就職、結婚などライフイベント別案内等）及び検索
- ③ 組織・制度の概要及びパブリック・コメントに関する情報の一元的提供（任意の意見募集に関する情報についても原則一元的に提供）
- ④ 別紙 1 に掲げる共通のカテゴリ（掲載項目）を設け提供する情報のカテゴリ別案内
- ⑤ 各府省、所管法人及び国立大学法人等の Web サイト等、個別行政分野データベース等の総合的案内
- ⑥ 行政文書ファイル管理簿、個人情報ファイル簿の横断的検索等

また、オープンデータの案内・横断的検索を可能とするデータカタログサイト DATA. GO. JP についても、各府省との密接な連携・協力の下、民間のニーズ等を踏まえた提供情報の充実等を図る。併せて、各府省が Web サイトで提供するデータベースに関する API の機能や利用方法を解説する総合カタログを e-Gov 及び DATA. GO. JP で提供する。

Ⅳ フォローアップ

本指針は、情報通信技術の動向、国民等からの意見・要望等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

また、各府省における本指針に関する施策の取組状況については、「世界最先端 IT 国家創造宣言」における目標を念頭に、当該府省自らが適切にフォローアップを行うとともに内閣官房において政府全体の取組状況を公表する。

Ⅴ その他

「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」（平成 16 年 11 月 12 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）は廃止する。

各府省の Web サイト上に共通のカテゴリーを設け提供する情報

区分	共通のカテゴリー	提供内容
行政組織、制度等に関する基礎的な情報	組織・制度の概要(※)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内部部局、審議会等、施設等機関、特別の機関及び地方支分部局の内部組織、任務、担当する主要な事務又は事業 ○ 所在案内図(電話番号を含む)
	所管の法人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管行政の概要 ○ 幹部職員名簿 ○ 可能な限り課等の単位までの電話番号・ファクシミリ番号、メールアドレス(メールフォームによる場合を含む。)
	所管の法令、告示・通達等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管法令の一覧及び全文 ○ 所管の告示・通達(法令等の解釈、運用の指針等に関するもの)その他国民生活や企業活動に関連する通知等(行政機関相互に取り交わす文書を含む。)の一覧及び全文 ○ 新規に制定された法令の全文、概要その他分かりやすい資料 ○ 改正された法令の全文、改正の概要その他分かりやすい資料
	国会提出法案	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国会に提出した法律案の全文、概要その他分かりやすい資料
行政活動の現状等に関する情報	審議会、研究会等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申・報告書等の全文及び要旨 ○ 審議録の要旨又は全文 ○ 関係資料の全部又は抜粋
	統計調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計資料その他の公表資料
	白書、年次報告書等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 白書等の全文及び要旨
	パブリック・コメント(※)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政手続法に基づく掲載
	法令適用事前確認手続	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政機関による法令適用事前確認手続の導入について(平成13年3月27日閣議決定。平成19年6月22日最終改正)に基づく掲載
	申請・届出等の手続案内(※)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手続案内 ○ 様式、記入方法及び記入例 ○ 審査基準、標準処理期間 等
	調達情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種調達に係る案内(意見招請、資料提供招請、一般競争入札の入札公告) ○ 個々の調達に係る情報(仕様書等) ○ 入札の結果等の情報(落札者名、結果等) 等
予算及び決算に関する情報	予算及び決算の概要	—
評価等に関する情報	評価結果等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価の結果等
各区分に共通する情報	大臣等記者会見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大臣等記者会見の概要
	報道発表資料	—
	情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報公開の手続・窓口案内情報

(注1)各府省の Web サイトにおける具体的な掲載の方法については、Web サイトガイドによるものとする。

(注2)本カテゴリーによりがたい場合、適宜変更等は可能とするが、e-Gov においては、これを基本としてカテゴリー別案内を行う。なお、上表中の※印を付した情報は、e-Gov において政府全体として一元的・体系的に提供する。

(注3)掲載期間は、特段の別途の定めがない場合は、公表後3年間を基本とする。